

浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与者審査基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例（平成27年浜松市条例第46号。以下「条例」という。）第5条第2項に規定する、起業資金貸与申請に関する審査並びに貸与を受ける者（以下「起業者等」という。）の決定について必要な事項を定める。

(貸与の決定)

第2条 条例第5条第2項に規定する審査については、浜松市コミュニティビジネス等起業資金貸与者選考委員会（以下「委員会」という。）を開催し、別表の浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与者審査基準を基に、貸与申請者の事業の地域の必要性、実現性、継続性、創造性、地域への効果等から、総合的に起業資金貸与決定者を決定する。

(選考委員会)

第3条 前条に規定する委員会は、次の委員で組織する。

(1) 市民部長

(2) 北区長

(3) 天竜区長

2 委員会の会長は市民部長とする。

3 次の各号に掲げる委員に事故があるときは、当該各号に定める者を委員とみなす。

(1) 市民部長 市民部次長のうちから市民部長があらかじめ指定する者

(2) 北区長 北区副区長

(3) 天竜区長 天竜区副区長

4 前項第1号を適用する場合において、第2項の規定中「市民部長」とあるのは、「第3条第3項第1号の規定により指定された者」とする。

5 委員会は、全委員が出席しなければ開催することができない。

6 委員会は、会長が必要と認めた場合において、随時開催できるものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係人を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(書面開催)

第4条 委員会は、効果的に貸与をするために必要な場合には、書面において開催することができる。

2 前項の場合、委員の記名・押印をもって出席したものとみなす。

(委員会の公開)

第5条 委員会は、非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市民協働・地域政策課に置く。

(秘密の保持)

第7条 委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与者審査基準

(趣旨) 浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例に基づいて、起業資金貸与申請書が提出された際、貸与対象者の審査基準を定めるもの。

(審査基準) 下記の配点表により委員全員の合計点数が105点以上の者を上位者から起業資金貸与決定者に選定する。ただし、配点表の 事業の実現性又は 事業の継続性のどちらかについて、委員全員が4点以下とした場合は不採択とする。

配点表

【5項目 50点満点方式】

項目	点数	判断基準と配点
地域の必要性 (10/50)	ア ある	10
	イ ややある	7
	ウ あまりない	4
	エ ない	0
事業の実現性 (10/50)	ア 期待できる	10
	イ やや期待できる	7
	ウ あまり期待できない	4
	エ 期待できない	0
事業の継続性 (10/50)	ア 期待できる	10
	イ やや期待できる	7
	ウ あまり期待できない	4
	エ 期待できない	0
事業の創造性 (10/50)	ア ある	10
	イ ややある	7
	ウ あまりない	4
	エ ない	0
地域への効果 (10/50)	ア 期待できる	10
	イ やや期待できる	7
	ウ あまり期待できない	4
	エ 期待できない	0